

■ 用語の説明

- 1 漁場番号 仮_漁協番号+漁業権者名(略表記)_要望の番号_魚種_設定理由
- 2 設定理由の例示
既存漁場の拡大は、○拡大。(○は既存漁場の番号)
既存漁場に魚種追加は、○魚種追加。(○は既存漁場の番号)
新規漁場は、新規。免許途中での廃止は、廃止。共同漁業の魚種追加は、変更。
- 3 既存漁場に追加された漁場 「漁場番号」の末語が、拡大、新規とあるもの。
あるいは「履歴」で、新規とあるもの。
- 4 漁業の名称 「対象魚種+養殖の方法」で表記している。例えば「モズクひび建て式」
- 5 関係地区 漁業権行使規則を定めるとき、同規則案の対象者であって、
総会前の書面同意が必要になる漁業者の住居のある地域になります。

■ 公益調整の対象機関ごとの説明

個々の漁場を確認するときのポイントを次のとおり例示します。参考にしてください。
漁場区域の座標(緯度経度)について、度(10進数)と度分秒(60進数)を併記しています。

(1) 水域等管理と海上安全交通の関係者

- ・ 港内や防波堤の周辺の空き空間に、区画漁業権(通称「特区」)を設定予定の漁場があります。航路・停泊・係留・物揚などの港の施設利用や、土地利用計画に支障となる漁場はありますか。
- ・ 海岸保全・海上の工作物・海浜を利用したレジャーにおいて、注意が必要な漁場はありますか。
- ・ 水域の所有者・占有者との調整が必要な漁場はありますか。
- ・ 他に交付された水域占有許可の区域が、漁場に重なる事例はありますか。
- ・ 漁業操業の制限等のある水域に支障となる漁場はありますか。

(2) 漁業権要望者と漁業関係者

- ・ 調書に記載された各項目について、内容に誤りがないかをチェックしてください。
- ・ 漁船操業(刺網や潜り、定置、釣りなど)に支障となる漁場はありますか。
- ・ 区画漁業権(通称「特区」)の利用において、漁業権行使者の行使調整で支障となる漁場はありますか。
- ・ 漁船や海洋レジャーの船舶、旅客船、輸送船舶など、他の船舶の航行に支障となる漁場はありますか。
- ・ 港湾や漁港の水域管理者との調整において、水域占有許可の見込みはありますか。

(3) 水産行政の関係者

- ・ 所管する事業や業務において、支障となる漁場や何らかの影響・制限を受けるおそれのある漁場はありますか。